

# ～一時保育Q&A～

令和6年度版

全般

Q1 「一時保育」とはどのようなことですか？

A1 保護者等の就労、病気等により、断続的又は緊急・一時的若しくは育児疲れ等の私的理由により、保育を必要とする子どもに対し一時的に保育サービスを提供するものです。

Q2 一時保育はどこで利用できる保育園で利用できますか？

A2 『一時保育利用のしおり』等を確認してください。

Q3 一時保育の申込みはいつから開始ですか？

A3 令和6年2月1日から申込みを受け付けています。

Q4 一時保育の申込みをしたいのですが、どうすればよいのでしょうか？

A4 市役所保育課、一時保育対象保育園に申込書等がありますので、利用を希望する保育園に事前連絡をしてお申込みください。兄弟で申込みの場合、兄弟人数分をご用意の上、お申込みください。

一時保育は予約制のため、申込書提出日当日の利用や定員を超える場合等、利用できない場合があります。なお、一時保育利用料の納入状況により、利用できない場合がありますので注意してください。

(申込書以外の必要書類等について)

| 利用希望理由<br>(1か月あたり利用できる日数) |                | (原則) 利用期間                 | 必要添付書類                                   | 備考欄への<br>記入事項                 |
|---------------------------|----------------|---------------------------|--|-------------------------------|
| 非定型的<br>(14日以内)           | 就労             | 就労期間中                     | 就労等証明書(注1)                               |                               |
|                           | 職業訓練           | 職業訓練期間中                   | 職業訓練の内容がわかるもの<br>例: 受講推薦書の写し             | 職業訓練者の氏名<br>及び職業訓練期間          |
|                           | 就学             | 就学期間中                     | 就学の内容がわかるもの<br>例: 学生証及びカリキュラムの写し         | 就学者の氏名及び<br>就学期間              |
|                           | 求職             | 求職活動日のみ<br>※最長3か月間        | 利用月の終わりに求職活動状況の内<br>容がわかるもの 例: 求職活動報告書   | 求職活動者の氏名<br>及び求職活動期間          |
| 緊急<br>(10日以内)             | 災害・事故・<br>冠婚葬祭 | 利用希望理由の発生日限り              |  | 利用希望理由及び<br>発生日               |
|                           | 出産             | 産前産後8週間<br>※多胎妊娠の産前のみ14週間 | 母子健康手帳の表紙と出産予定日が<br>記入してあるページの写し         |                               |
|                           | 看護・介護<br>(注2)  | 看護・介護を必要とする期間<br>※最長6か月間  | 看護・介護を要する状態がわかる<br>もの<br>例: 介護保険被保険者証の写し | 看護・介護を必要<br>とする人の氏名<br>及びその状態 |
|                           | 疾病<br>(注2)     | 治療を要する期間<br>※最長6か月間       | 治療中であることがわかるもの<br>例: 診断書                 | 通院日、あるいは<br>入院期間              |
| リフレッシュ<br>(4日以内)          | リフレッシュ         | 利用を希望する期間                 |  |                               |

(注1) 実績を確認するため半年に一度、就労等証明書の提出をお願いします。

(注2) 疾病、看護又は介護について、対象となる方の状況に変化があった場合は速やかに利用中の保育園までお申し出ください。緊急性がないものは10日以内とせず利用日数を制限する場合があります。

Q5 申込書は毎年度提出する必要がありますか？

A5 毎年度、申込みが必要です。

継続して利用を希望する場合は、所定の申込み期間に利用を希望する保育園にお申し込みください。

Q6 利用内容を変更したい場合は、どうすればよいでしょうか？

A6 変更後の内容を記入した申込書を提出してください。ただし、原則として変更に係る書類の提出月の翌月から変更内容が適用され、月途中での変更はできません。

(利用保育園を変更したい場合)

利用している保育園に辞退届を提出し、新たに利用を希望する保育園に受入状況を確認の上、お申し込みください。なお、2園以上の保育園に同時に申込みすることはできません。

(利用希望理由・保育希望時間を変更したい場合)

変更後の内容を記入した申込書を利用している保育園に提出してください。

Q7 ある月に【例】リフレッシュ(1か月あたり利用できる日数は4日間)を理由として1日利用した場合、残りの3日を翌月へ繰り越すことはできますか？

A7 利用日数を繰り越すことはできません(その他の利用理由の場合も同様です)。

Q8 申込み後、利用を辞退したり、利用を中止したい場合はどうすればよいでしょうか？

A8 利用辞退及び中止の場合、利用している保育園に辞退届を提出してください。

Q9 他市に在住していますが、稲沢市において一時保育を利用することはできますか？

A9 原則は、利用できませんが、里帰り出産についてはご相談ください。

Q10 4月に稲沢市に転入予定です。申込みはどうすればよいでしょうか？

A10 所定の申込み期間に利用を希望する保育園にお申し込みください。

転入日以降に一時保育が利用できます。

#### 利用料・支払い方法

Q1 食材料費や延長保育料は必要ですか？また、一時保育利用料はどのように支払うのでしょうか？

A1 食材料費や延長保育料は一時保育利用料に含まれるため、別途必要ありません。

また、支払い方法については、原則として利用日ごとに保育園にお支払いください。

Q2 一時保育利用料が無料になる場合がありますか？

A2 (1) 生活保護世帯である子ども

(2) 震災、火災等により減免の対象となる子ども に該当する場合があります

Q3 利用する保育園によって、一時保育利用料の金額は異なりますか？

A3 市内の保育園の一時保育利用料は全て同額となります。



一時保育 HP はこちらから

Q4 利用料は2019年10月から始まった幼児教育・保育の無償化対象となりますか？

A4 事前に保護者様が要件を満たし認定を受けたうえで利用料の食材料費を除いた額が、還付の対象になります。詳しくはHPの一時保育の無償化に関する事項をご覧ください。

【 問合せ先 保育課給付管理グループ 電話(0587)32-1297(ダイヤルイン) 】